

第 5 回 石巻地域合併協議会議事録

開催日 平成15年10月24日(金)

場 所 石巻ルネッサンス館 マルチ交流ホール

第5回 石巻地域合併協議会 会議録

開催日 平成15年10月24日(金)
会場 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール
開会 午前 9時00分
閉会 午前10時55分

出席者

・ 会長

土井 喜美夫

・ 委員

佐藤 健治

太田 実

山下 壽郎

生出 太一郎

今井 多貴子

酒井 一郎

千葉 五郎

阿部 和彦

小野寺 好男

・ 幹事長

若山 俊治

・ 副幹事長

本木 忠義

欠席者

・ 委員

神山 庄一郎

・ 副幹事長

佐藤 文志

事務局職員

木村 耕二

石川 文彦

齋藤 峰好

佐々木 康夫

阿部 健司

説明要員

菅原 秀幸

阿部 吉治

馬場 利一郎

高橋 左文

橋浦 清元

平塚 義兼

佐藤 健児

武山 松義

阿部 敏男

大橋 邦雄

植松 博史

佐藤 正悦

阿部 浩樹

本田 亨

新妻 周俊

齋藤 賢仁

齊藤 正

藤本 忠夫

三浦 總吉

若山 憲彦

武山 吉夫

木村 富士男

萬代 壽一

高橋 冠

鈴木 文也

木村 義則

日野 一典

阿部 陽一

浅野 清一

武者 賢三

生出 竜哉

山下 三和子

阿部 仁州

西條 一正

山中 祐弘

石森 正人

石垣 仁一

千葉 光

多田 恭子

遠藤 正啓

高橋 真

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 石巻地域まちづくり計画検討委員会からの提言書の提出
- 4 会議録署名委員の指名
- 5 議 事
 - (1) 報告事項

報告第26号	合併協議会委員及び小委員会委員について
報告第27号	石巻地域合併協議会第 1 小委員会について
報告第28号	石巻地域合併協議会第 2 小委員会について
報告第29号	石巻地域新市まちづくり計画検討委員会中間案提言について
 - (2) 協議事項

協議第13号の 1	財産の取扱い(協定項目 5)について
協議第14号の 1	地方税の取扱い(協定項目 9)について(その 1)
協議第15号の 1	条例・規則等の取扱い(協定項目12)について
協議第16号の 1	国際交流事業の取扱い(協定項目25- 3)について
協議第17号の 1	広報・広聴関係事業の取扱い(協定項目25- 4)について
 - (3) 提案事項

協議第18号	介護保険事業の取扱い(協定項目21)について
協議第19号	行政区の取扱い(協定項目23)について
協議第20号	生活保護事業の取扱い(協定項目25-15)について
協議第21号	新市まちづくり計画中間案について
 - (4) その他
 - ・ 第 6 回 石巻地域合併協議会の日程について
- 6 その他
- 7 閉 会

1. 開会

司会 おはようございます。

開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。

本日の会議資料は、第5回協議会会議資料、第4回協議会会議録、新市まちづくり計画中間案、これは別冊になってございます。本日付けの協議会委員名簿をお配りさせていただいております。またこれまで御提案させていただきました案件の資料も御持参いただいておりますが御確認をお願いいたします。

ただいまから第5回石巻地域合併協議会を開会いたします。

会議でございますが、委員総数37名のうち34名の方の御出席をいただいておりますので、協議会規約第10条第1項の規定により会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

2. 会長あいさつ

司会 それでは、当協議会の会長であります土井石巻市長から御挨拶を申し上げます。

土井会長 どうもおはようございます。朝早くから会議に御参加をいただきましてありがとうございます。それでは一言御挨拶をさせていただきます。本日、ここに第5回石巻地域合併協議会を開催するにあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

さて、当協議会の会議も本日で5回目をかぞえ、この16日からは新市の名称の募集がスタートいたしました。また新市まちづくり計画検討委員会委員の皆様には新市の将来像や、まちづくりの方針の案づくりのための熱心な議論が積み重ねられ、10月14日付けで中間案の提言書の提出がありましたが、本日、委員長並びに副委員長に御出席をいただき、改めて皆様の前で提言書の提出をいただく運びとなっております。検討委員会の皆様方には8月12日以来、過密スケジュールにもかかわらず難しい課題を乗り越えられ提言を取りまとめていただいたことに対し、心から感謝を申し上げます。これから最終案の作成にも携わっていただくわけですが、御提言については将来にわたり夢と希望もてる新市のまちづくり計画のもととして生かしてまいりたいと考えております。

本日は小委員会の報告、第4回協議会からの継続案件の協議、新市まちづくり計画検討委員会からの提言をもとに作成した新市まちづくり計画中間案などの4件の新規提案が主な議事となっておりますので、よろしく協議をいただきますようお願いを

申し上げ、挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いをいたします。

3. 石巻地域まちづくり計画検討委員会からの提言書の提出

司会 続きまして石巻地域まちづくり計画検討委員会から新市まちづくり計画中間案の提言の提出がありますので検討委員会の伊藤和男委員長、千葉健子副委員長、岡田邦彦副委員長から会長に対し提言書の提出をお願いしたいと存じます。

恐れ入りますが会長と委員長、両副委員長には会長席の前までお進みいただきたいと存じます。

伊藤和男委員長 私たち石巻地域新市まちづくり計画検討委員会のメンバーは、市民と行政の共存によるまちづくりの先発隊としての自覚のもと、1市6町が合併して新設される新市の将来像などについて議論を重ねてまいりました。職業はもとより住む地域も異なる委員同士が議論をし、一緒になにかをまとめていくということは大変なことであり、そういう意味では私たちも市町村合併という世紀の大事業の合意形成の難しさを味わいながら、グループ討議を中心としたワークショップを繰り返し、お互いの信頼関係を構築して、なんとか中間案の提言をまとめることができました。この中間案提言につきましては、不足な部分もあろうかと思いますが地域の生活者の視点に根ざしたものとなっておりますので、合併協議会で作成する新市まちづくり計画中間案に十分生かしていただければと思います。

最後になりますが、私たちは今後も引き続き最終案提言に向け、基本方針に基づく分野別課題等の検討を進めてまいりますので、今後ともよろしく御指導、御支援のほどお願い申し上げます。

土井会長 委員長さんから提言書をまさしくちょうだいいたしました。この提言書をまとめるまでの間、委員長さんをはじめ副委員長さん、委員の皆様方に大変御苦労おかけしましたことをまずもって心から感謝を申し上げ御礼を申し上げます。ありがとうございました。

この提言書に基づき、これにプラス委員の法定協の皆様方の考え等々も加味をして、新しい町を、皆さんに誇れるまちをつくるために全力で議論をしいながら頑張っていきたいと思っております。なお、委員長さんをはじめ委員の皆さんには、最終提案までいろいろと御苦労をおかけすると思いますが、ぜひ皆様方先程お話がありました

ように、市民の目線に沿って、町民の目線に沿ってというようなお話がございましたが、その意味も込めまして新しいまちをどのようにつくるかという御提言をまたしていただければありがたいと思っております。

心から感謝を申し上げまして御礼の挨拶にさせてもらいたいと思います。ありがとうございました。

4．会議録署名委員の指名

司会 次に、会議録署名委員の指名でございますが、指名は議長が行うこととなっておりますので、協議会規約10条第2項の規定により、これからの進行を土井会長にお願いいたします。

土井議長 それでは暫時の間、議長を務めさせていただきます。

はじめに、次第4の会議録署名委員の指名でございますが、会議運営規程第7条第2項の規定に基づき、2名を指名させていただきます。

牡鹿町の石森正人委員、桃生町の酒井一郎委員を指名いたしますので、よろしくお願いをいたします。

5．議事

(1) 報告事項

- ・報告第26号 合併協議会委員及び小委員会委員について

土井議長 それでは議事に入らせていただきます。

はじめに(1)の報告事項ですが、報告第26号 石巻地域合併協議会委員及び小委員会委員についてを事務局から報告させます。

木村事務局長 それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第26号は石巻地域合併協議会の委員及び小委員会委員の選出がございましたので、報告するものでございます。

はじめに、規約第7条第1項第3号に定める委員、議会議員の方でございますが、このうち河北町議会選出の委員がいったん空席となっておりますが、10月22日付けで馬場利一郎さんが河北町議会から推薦されましたので、当協議会委員として就任していただくものでございます。併せまして第2小委員会に所属していただくものでございます。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

土井議長 ただいま事務局長から説明がありましたが、報告どおりにすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 それでは、馬場委員さんには改めてよろしくお願いいたします。

・報告第27号 石巻地域合併協議会第1小委員会について

土井議長 次に、報告第27号 第1小委員会についてを山下委員長から報告願います。

山下(壽)委員 それでは、第1小委員会庁舎視察の報告を申し上げます。

去る10月17日、私委員長として参加はできませんでしたが、委員8名の参加をいただき3市町の現地視察を行っております。

まず、河南町役場におきましては本庁舎並びに教育委員会庁舎を、次に、河北町役場におきましては本庁舎並びに総合センター、いわゆるビックバンを視察いたしました。午後から石巻市役所の本庁舎、議会棟、第1分庁舎から第4分庁舎並びに渡波支所を視察しております。当委員会といたしましては現地視察を踏まえまして、付託事項であります事務所の位置等にかかわります諸課題について検討することといたしております。

以上、報告とさせていただきます。

土井議長 ただいまの報告事項について何か質問ございませんか。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 感想を述べなくてよろしいですか。

土井議長 感想を述べてください、それでは。

(三浦委員 挙手)

土井議長 三浦委員、お願いします。

三浦委員 短くやりますけれども、市役所の本庁舎を見ました。私はあれは職場じゃないんじゃないのかなと、物置だなとそう思いました。

以上です。

土井議長 石巻だけじゃなくよその方の印象はございませんか。

三浦委員 あとはいいです。

土井議長 その他ございませんか。

(「なし」という声あり)

・報告第28号 石巻地域合併協議会第2小委員会について

土井議長 ないようですので、次に、報告第28号 石巻地域合併協議会第2小委員会についてを武者委員長から報告願います。

武者委員 では御報告申し上げます。

第3回第2小委員会の報告ですが、去る10月9日午後1時から当ルネッサンス館で開催されました、第3回第2小委員会の審議の概要について御報告申し上げます。

はじめに、委員長欠員のため委員の互選によりまして、委員長に副委員長の不肖武者が選出され、さらにまた副委員長にも1名欠員を生じたので互選により桃生町の西條委員が選出されました。

次に、協議事項の議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきまして、第1回小委員会で案を持ち寄ることといたしておりましたので、各市町の議会の意向並びに各委員から意見を聴取いたしましたところ、原則を支持する委員が10名、在任特例を支持する委員が6名、さらに今回保留とする委員2名でしたので、当委員会としての意見集約までには至ることができませんでした。従いまして当委員会といたしましては、継続協議として次回の会議でこの決定方法等につきましても協議することといたしております。

以上で報告を終わります。

土井議長 ただいまの報告事項について、何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 なしということですので、次の委員会までひとつよろしく取りまとめお願いいたします。

・報告第29号 石巻地域新市まちづくり計画検討委員会中間案提言について

土井議長 次に、報告第29号 石巻地域新市まちづくり計画検討委員会中間案提言についてを事務局から説明させます。

鈴木計画担当次長 それでは、先程、伊藤委員長さんから土井会長へ手渡されました石巻地域新市まちづくり計画検討委員会中間案提言について事務局から御報告させていただきます。

資料は8ページ以降でございますが、まずはじめに14ページをお開きいただきます

でしょうか。14ページには検討委員会の開催状況及び検討状況が記載されております。これをまず御説明させていただきたいと思っております。これまで4回にわたる検討委員会、2回の起草委員会を得ましてこの中間案提言が作成されております。第1回から第4回までの検討概要につきましては、随時その内容をこの協議会の方に御報告させていただいておりますので、その内容は省略させていただきます。

この中間案をまとめるに際しましては、15ページでございます委員の方々のうち、備考欄に 印をつけた方々で起草委員会を組織していただきまして、10月10日の第2回起草委員会で内容を取りまとめたものでございます。それを10月14日付けで提言の提出を受けていたものでございます。

次に、中身についてでございますけれども12ページ、13ページを御覧いただきたいと思っております。

この中間案提言につきましては、新市の将来像、基本理念、基本方針を骨子とした内容となっております。最終提言の際には基本方針に基づく分野別課題についても提言を盛り込むこととしておりますが、その検討に際しましては協議会の事業計画にもございますように、まちづくり計画中間案に対します住民懇談会等における意見も参考にしながら検討を進めることとしております。まずこの12ページの中間案提言についてでございますけれども、こちらは先程、伊藤委員長さんのコメントにありました内容が記述されておまして、1つは中間案提言取りまとめにいたるまでの道のり、もう1つは新市の将来像、もう1つはこの中間案提言を十分に生かしてもらいたいという旨の思いというものが記述されてございます。

次に13ページの具体の提言でございます。既に御報告させていただいておりますとおり、まちづくり検討委員会では非常に活発な議論が重ねられてまいりました。4回にわたる検討というのは各委員の新市に対する思い、あるいは意見の発表、その集約、さらには体系化という作業の繰り返しというものが行なわれてまいりました。そういったことから提言のスタイルも文書表現等様々あるということでございますけれども、これまでの検討成果を生かしました、ここにございます体系図スタイルで提言しようということで起草委員会での意見の一致をみまして、このスタイルで提言という形になっております。まず最上位にあります新市の将来像につきましては、輝く未来のために私たちが創り出す笑顔と自然あふれる元気なまち、よりたくましくより幸せにと、取りまとめられております。なぜこれを新市の将来像としたかにつきましては

は、右側にコメントが記述されておりますけれども、私の方からはこの言葉に託されました各委員さんの思いなどを紹介させていただきたいと思います。まず最初の、輝く未来のためにというものでございますけれども、こちらの言葉には孫子の時代にもこの地域が輝きに満ちた地域とするためにという思いが込められております。それから私たちが創り出すというのは下の基本理念にございます協働・創造、市民がまちづくりの担い手となり、みんなでつくる創造力に満ちたまちづくりを進めます。という言葉が私たちが創り出すという言葉に込められてございます。それから笑顔と自然あふれるというのは、快適・幸福という基本理念、豊かな自然と共生しながら、誰もが安心して快適に暮らし、幸福感を実感できるまちづくりを進めます。この言葉が笑顔と自然あふれるに込められてございます。それから元気なまち、個性・活力。人、自然、歴史、文化、産業などが輝く、地域の個性を活かし調和のとれた、活力のあるまちづくりを進めます。というのが元気なまちに込められております。それで、よりたくましくという言葉は、合併によって行財政基盤を強化しましてよりたくましくいたしまして、1市6町の住民がより幸せになれるようにという言葉が込められてございます。新市の将来像は以上でございまして、基本理念につきましてはただいま触れさせていただきました。この3つのキーワードに整理しました基本理念を基にしまして、下にございます基本方針ということでとりまとめてございます。この基本方針いわゆるこれから新市が進むべき方向につきましては7分野に分けて提言としてとりまとめております。一つは教育・文化につきましては、個性あふれる人と文化をはぐくむまちという方向で、健康・福祉につきましては、健康で安心を実感できるまちという方向で、以下産業・雇用、生活環境等、各分野ごとに方向性として提言されてございます。なお、下の方に情報化というものがございますけれども、この情報化につきましては各分野の目指すべき方向性を達成する為には、その基盤となろうということからあえてこの位置に掲げさせていただいております。最後に各分野の下に記述してございます、印でございますけれどもこれにつきましては、これまでの検討の過程で出されました具体の提言をとりまとめたものでございますけれども、これにつきましては、今後の住民懇談会等の意見も踏まえて更なる検討が進められ最終案という形に進んでいくということになっております。

提言の報告は以上でございます。

土井議長 ただいまの報告事項について、何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、以上で報告事項を終わらせていただきます。

(2) 協議事項

・協議第13号の1 財産の取扱い(協定項目5)について

土井議長 次に、(2)の協議事項に移ります。

はじめに、協議第13号の1 財産の取扱い(協定項目5)についてを議題といたします。

16ページをお開き願います。

この案件につきましては、第4回協議会で継続協議となっているものでございます。調整方針案について皆様から御意見をいただきたいと思いますが、どなたか御発言ありませんでしょうか。

(阿部(吉)委員 挙手)

土井議長 はい、阿部(吉)委員。

阿部(吉)委員 石巻でございます。

石巻の特別委員会に持ち帰りまして協議を重ねましたけれども、その中でもう少々研究すべき課題があるのではないかとということで、協議については継続にさせていただきたいと思っております。

よろしくお願いいいたします。

土井議長 今、協議について継続ということでございますが、もう1回くらいで大丈夫ですか。

阿部(吉)委員 なお、委員会で諮りたいと思っております。

土井議長 そうですか。それではとりあえず継続ということで御了承していただきたいと思っておりますがよろしいですか。

(「はい」という声あり)

土井議長 それではそういうことで。

・協議第14号の1 地方税の取扱い(協定項目9)について(その1)

土井議長 次に、協議第14号の1 地方税の取扱い(協定項目9)について(その1)を議題といたします。

17ページをお開き願います。

この案件につきましても第4回協議会で継続協議となっているものでございます

が、協議に入ります前に前回の提案理由についての三浦委員の質問があった件に関し、資料内容の一部に修正がありましたので財務部会長から説明させます。

菅原財務専門部会長 それでは前回、河南町の三浦委員からその取扱いについて一部御発言がございました。その件に基づきまして河南町とも相談をいたしまして、結論をみましたので資料の61ページ御覧いただきたいと思います。

今回、事務連絡ということで資料をお手元に配布してございます。地方税の取扱いの一番最後のページを御覧いただきたいと思います。内容アンダーラインを引いてある部分がございます。内容につきましては、前回、三浦委員の方から河南町地区についての都市計画税の課税については、同地区への新たな事業の計画決定がされてからその翌年というふうな御意見があったわけでございます。しかしながら同地区には下水道事業が既に敷設されてございます。そういう観点で、合併後6年目から石巻市と同じように課税をするというふうなことの意味合いにおきまして、そのアンダーラインの部分を追加させていただきました。そういうことでございまして、なお課税に際しては目的税ということでございますので、当然のことながら地域の住民の方々に十分御理解いただくような説明をしてということでなお書きが追加をされております。

以上、簡単でございますけれども、そういうことで6年目から課税をするというふうなことで調整をさせていただきました。

土井議長 今の答えでよろしいですか。

三浦委員 はい、ありがとうございます。

土井議長 そのほかございませんか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 ございませんね。それでは御異議なしということで全会一致で確認すること
でよろしいですか。

(「はい」という声あり)

土井議長 ではそういうことで決定させていただきます。

・協議第15号の1 条例・規則等の取扱い(協定項目12)について

土井議長 次に、協議第15号の1 条例・規則等の取扱い(協定項目12)についてを議題といたします。

18ページをお開き願います。

この案件につきましても第4回協議会で継続協議となっているものでございます。

調整方針案について皆様から御意見をいただきたいと思いますが、質問がございましたら御発言をお願いいたします。

(「なし」という声あり)

土井議長 なしということですが、よろしいですか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 それでは御異議なしということで全会一致で確認することになりました。よろしいですね。

(「はい」という声あり)

・協議第16号の1 国際交流事業の取扱い(協定項目25 - 3)について

土井議長 次に、協議第16号の1 国際交流事業の取扱い(協定項目25 - 3)についてを議題といたします。

19ページをお開き願います。

この案件につきましても第4回協議会で継続協議となっているものでございます。調整方針案について皆様から御意見をいただきたいと思いますが、どなたか御発言ありませんでしょうか。

(「なし」という声あり)

土井議長 なしということですが、それでよろしいですか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 御異議なしということで全会一致で確認することになりました。よろしいですね。

(「はい」という声あり)

・協議第17号の1 広報・広聴関係事業の取扱い(協定項目25 - 4)について

土井議長 次に、協議第17号の1 広報・広聴関係事業の取扱い(協定項目25 - 4)についてを議題といたします。

20ページをお開き願います。

この案件につきましても、第4回協議会で継続協議となっているものでございます。調整方針案について皆様から御意見をいただきたいと思いますが、どなたか質問等々ありましたら御発言をお願いします。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 御異議なしということですが、どうですか。

御異議なしということで、全会一致で確認することとしてよろしいですね。

(「はい」という声あり)

土井議長 そのようにさせていただきます。

(3) 提案事項

- ・ 協議第18号 介護保険事業の取扱い(協定項目21)について

土井議長 次に、次第(3)の提案事項に移ります。

協議第18号 介護保険事業の取扱い(協定項目21)についてを議題といたします。

保健福祉専門部会長から説明させます。

浅野保健福祉専門部会長 介護保険事業の取扱い(協定項目21)について御説明申し上げます。

はじめに提案理由ですが、資料の36ページをお開き願います。介護保険事業については、介護保険法の規定に基づき事業を運営していることから、基本的な部分においては大きな相違はありません。しかし、介護保険料については基準額で月2,400円から月3,040円まで、月額で640円の差があり、また、在宅介護支援センターや指定居宅サービス事業の運営体制や各事業の実施内容等にも相違があります。市町間に相違があるものについては、基本的には合併時に統一することで調整しますが、現行の「第2期介護保険事業計画」に基づき実施しているものについては、「第3期介護保険事業計画」策定時に合わせ、平成18年度から統一することを調整方針とします。

次に、調整項目について御説明申し上げますので、資料の22ページにお戻り願います。協議事項調整内容総括表の上の段、調整方針の欄は11項目になっておりますが、下の項目は(1)の介護保険料に関することから、34ページの(14)介護保険事業計画に関することまで14項目に分類されております。これは、上の調整方針の6を家族介護用品支給と家族介護慰労金支給の2つの項目に、また9を指定居宅介護支援事業と指定訪問介護事業及び指定通所介護事業の3つの項目にそれぞれ分類したことによるものでございます。

それでは、ページの上の欄、調整方針に基づき項目を御説明させていただきます。

1、介護保険料については平成17年度までは、現行のとおり不均一賦課とし、第3期介護保険事業計画策定時に合わせて、平成18年度からは、統一する。なお、納期及び減免規定については合併時に統一する、でございます。先程、提案理由で申し上げました保険料に関する参考として下の欄(1)の表においては、それぞれ第3段階の金額

が基準保険料となっております。次に、2、介護保険料の独自減免については、平成17年度までは実施するものとし、平成18年度以降については、新市において調整する。なお、利用者負担の独自減免については、新市においては実施しない。3、介護保険事業財政調整基金は、合併時に全額持ち寄る。4、介護保険運営（審議）協議会については、合併時に統一する。5、在宅介護支援センターの運営については、基本的には基幹型は直営とし、地域型は法人に委託する。また、地域型の数及び委託料については、合併時まで調整する。6、家族介護用品支給及び家族介護慰労金支給については、合併時に統一する。7、介護保険要介護認定訪問調査（審査）事務については、要介護認定・要支援認定事務は現行のとおりとし、市内の認定調査は原則として直営とする。なお、市外施設等の認定調査は原則として委託とし、委託料については合併時に統一する。8、介護認定審査会については、合併時まで調整する。9、指定居宅介護支援事業、指定訪問介護事業及び指定通所介護事業については、新市においては、基本的には直営による事業運営は行わず、民間事業者の参入促進を図るとともに、地域の実情に応じて直営及び委託方式を併用する。10、介護保険福祉事業については、平成17年度においては、現行どおり実施し、平成18年度以降については、次期介護保険事業計画の中で調整する。11、介護保険事業計画については、次期事業計画から統一する、でございます。

最後に、38ページから39ページを御覧願います。参考に他先進地域の事例が記載されておりますが、これまではいずれも合併時調整か18年度の計画の中での調整となっているようでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

土井議長 ただいま専門部会長より説明がありましたが、この件につきまして委員の皆さんから何か質問ございませんか。

（「なし」という声あり）

土井議長 それでは、これは継続審議とさせていただきます。

よろしいですね。

（「はい」という声あり）

・協議第19号 行政区の取扱い（協定項目23）について

土井議長 次に、協議第19号 行政区の取扱い（協定項目23）についてを議題といたし

ます。

総務専門部会長から説明させます。

新妻総務専門部会長 それでは、協定項目23の行政区の取扱いについて御説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料の52ページをお開き願います。それでは提案理由に基づきまして御説明申し上げます。

まず、行政区につきましては歴史性や地域性から鑑みると、地域のコミュニティーや住民互助的活動等に密接に関わっております。したがって、行政区の区域、行政区名、そして行政区長・行政連絡区長・行政委員の制度につきましては、次のとおり調整するものいたします。まず、1つ目といたしまして行政区の区域についてでございますが、現在、各市町の行政区の区域につきましては、範域・規模等に相違がありますが、合併とともに行政区を再編・統合しますと地域住民の混乱を招く恐れがありますことから、現行のまま新市に引継ぐこととするものでございます。2つ目、行政区名についてでございます。行政区の名称につきましては、各市町で同一名称の行政区がありますので、その地域につきましては、名称の前に旧市町名か大字名を付けて区分するものでございます。具体的に申しますと、河北町、河南町に本町という行政区がございます。これを、飯野川本町あるいは鹿又本町と大字名を付して、このように区別して表現するというものでございます。また、桃生町、北上町、それから牡鹿町におきましては第1行政区、第2行政区と数字で呼称されておりますので、各自自治体におきまして合併時まで調整することとするものでございます。それから、3つ目でございますが行政区長・行政連絡区長・行政委員についてでございますが、行政区長等につきましては、その呼称から職務内容、報酬等にいたるまで大幅に相違がございます。したがって、地域住民の生活と深く関わりのある職務内容等を考慮しますと、住民サービスの低下に繋がらないよう慎重な調整が必要でありますことから、当面現行のままとし、十分に実情を把握し、住民に対する説明を行い、理解を得ながら、職務内容等の能率化や平準化を検討し、平成19年度から統一するものでございます。

恐れ入ります、今度は資料41ページにお戻り願います。

ただいま、提案理由で御説明申し上げましたとおり、行政区の取扱いにつきましては次の3つの方針により調整することとし、提案するものでございます。1つは、行

政区の区域については、現行のまま新市に引継ぐ。2つ目、行政区名については、現行のとおりとする。ただし、同一の名称を有する行政区については当該名称の前に旧町名等を付して区分し、また、数字で冠記している行政区名については合併時まで調整する。3つ目、行政区長・行政連絡区長・行政委員の取扱いについては、その職務内容等に相違があることから、当面現行のままとし、平成19年度から制度を統一する、としております。

次に、42ページ御覧願います。行政区の取扱いにかかる調整内容総括表でございます。主なものの概要を御説明申し上げますが、42ページ、43ページはこれは石巻市の行政区名、班・組、世帯数を記したものでございまして、石巻市の場合ですと243の行政区がございまして、

次の44ページ、45ページを御覧願います。6町の行政区名、班・組、世帯数を記したものでございまして、河北町におきましては40の行政区、雄勝町におきましては26の行政区、河南町におきましては36の行政区、桃生町におきましては25の行政区、北上町におきましては27の行政区、牡鹿町におきましては22の行政区がございまして、1市6町合わせますと行政区の数が419となっております。行政区長等の人数もその同数の419人となっております。

46ページ、47ページを御覧願います。ここには行政区長等の職務内容、報酬等の総括表でございますが、項目1の設置根拠でございますが、1市6町におきましては条例または規則で設置基準を定めております。ちなみに、条例を基準に設置してあるところが1市3町、規則を基準に設置しているところが3町でございます。4の職名でございますが、ここにございまして石巻市のみが行政委員という呼び方をしておりますが、6町では行政区長という呼び方をしております。5番目の項目の身分でございますが、いずれも非常勤の特別職ということになっております。6番目の項目の人選の方法等でございますが、いずれの市町でもすべてが地区あるいは地区内からの推薦により任命、あるいは委嘱をしているとなっております。7番の職務、それから8番の職務の具体的内容でございますが、ここに記載してございましてかなりの相違があるのが現状でございます。

48ページを御覧願います。ここでは、項目の13の報酬ですが報酬の平均、年額の平均支給額でございますが、ここに記載しているとおりでございますが、最高で年額平均が56万3,027円、最低が28万9,444円となっているのが現状でございます。それから、

14の項目でございますが、1世帯当たりの報酬支給額でございますが最高額ですと6,952円、最低額が1,726円となっておりますのが現状でございます。それから、16の項目の1行政区当たりの均等割ですが最高額が24万9,000円、最低額が7万5,000円で、平均しますと15万9,000円となっておりますのが現状でございます。なお、報酬の算出根拠には、その他といたしまして18の項目、19の項目にございますように地域割・交通割それから面積割も考慮し報酬を算出している町もございます。

50ページを御覧願います。21、その他の項目でございますが、石巻市以外の6つの町では、ここに記載してございますように役職を兼務している状況でございます。

それから、53ページが1町それから5つの合併協議会の先進事例でございます、行政区の取扱いにつきましては合併時まで調整するところ、あるいは合併後に調整するところございまして、今回うちの方と同じような調整方針としておりますのが、佐賀市を中心に構成しております合併協議会は、19年度から統一するということになっておるようでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いたします。

土井議長 ただいま、専門部会長より説明がありましたが、本件について委員の皆さんから何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ございませんか。

(「はい」という声あり)

土井議長 ないようですので、本件についても次回まで継続協議とすることでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

土井議長 それでは、協議第19号は継続協議とさせていただきます。

・協議第20号 生活保護事業の取扱い(協定項目25 - 15)について

土井議長 次に、協議第20号 生活保護事業の取扱い(協定項目25 - 15)についてを議題といたします。

保健福祉専門部会長から説明させます。

浅野保健福祉専門部会長 それでは、生活保護事業の取扱い(協定項目25 - 15)について御説明いたします。

はじめに、提案の理由ですが58ページをお開き願います。生活保護事業は日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とします。また、社会福祉法第14条第1項及び第6項の規定により、1市6町のうち石巻市のみが社会福祉事務所を設置し事務を実施しており、その他6町は宮城県（石巻保健福祉事務所）へ新規申請に伴う関係書類などの進達事務を行っております。市と町が合併した場合には、これらの事務が合併を機に新市に移管されることとなり、国の制度に基づくもので新市移行後においても実施する必要があるため、石巻市の例により実施しようとするものです。

次に、事業項目について御説明申し上げますので56ページにお戻り願います。協議事項調整内容総括表の上の段、調整方針の欄ですが、調整方針はただいま申し上げましたように、福祉事務所が実施する事務事業につき、新市においても石巻市の例により実施する、を調整方針としております。下の段は、生活保護事業の現況区分で、その事務と市町ごとの被保護世帯数等の資料でございますので、参考としていただきたいと思っております。

また、59ページに他市先進事例につきましても併せて御参考までに御覧いただければと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

土井議長 ただいま、専門部会長より説明がありましたが、この件についても委員の皆さんから何か質問ございませんか。

（「なし」という声あり）

土井議長 ないようですので、この件につきましても次回まで継続協議とさせていただいてよろしいですか。

（「はい」という声あり）

土井議長 それでは、協議第20号これは継続協議とさせていただきます。

・協議第21号 新市まちづくり計画中間案について

土井議長 次に、協議第21号 新市まちづくり計画中間案についてを議題といたします。
事務局から説明をさせます。

鈴木調整担当次長 それでは、新市まちづくり計画中間案につきましても御説明させてい

たきます。

別冊資料を御覧いただきたいと思います。

この中間案につきましては、先程御報告申し上げましたまちづくり検討委員会からの中間案提言を受けまして、建設計画分科会及び事務局が検討し作成したものでございます。

まずはじめに、ページをめくっていただきまして目次を御覧いただけますでしょうか。まずはじめに、中間案の構成でございます。まちづくり検討委員会から御提言を受けた部分は、4の新市建設の基本方針のところに盛り込んでございます。それに、1.序論、2.新市の概要、3.主要指標の見通しを加えまして中間案としてまとめてございます。最終のまちづくり計画ではこれにさらに4つの項目、1つは新市の具体的な施策、いわゆる根幹事業でございます。2つ目は新市における県事業、さらには公共的施設の適正配置、そして財政計画、この4つが盛り込まれまして最終案になります。今回の中間案では、その前段部分の1.序論から新市建設の基本方針を中身としてございます。

それでは、具体的に中身の方の御説明に移りたいと思います。1ページにまず、はじめにというところで記述させていただいております。このはじめにでは、大きく分けまして3つの内容を記述してございます。1つは、1市6町のこれまでの結びつき。もう1つは、合併の背景など。さらに、3つ目といたしましては中間案作成までの経緯、それから今後の最終案作成プロセスについて最後の段に記述してございます。

ページをおめくりいただきまして、2ページからは1.序論、まず最初に(1)といたしまして合併の必要性につきまして、こちらにつきましては3つに整理して記述してございます。1つは地方分権時代に対応したまちづくり、そのために合併の必要性が叫ばれていると。2つ目は、行財政基盤の強化と少子高齢化時代への対応という面で合併の必要性を整理してございます。3つ目は、生活圏の一体化に伴う行政の展開ということで、合併による生活圏と行政区域の一致が必要という内容をここで記述させていただいております。

3ページの、(2)計画策定の方針につきましては、これにつきましては既に御承認いただいております新市まちづくり計画策定方針をもとにいたしまして、ここでは計画の趣旨では合併後の新市を建設していくための基本方針を定めますよと、それに基づいて策定するものですよという形で計画の趣旨整理させていただいております。

番目は計画の構成、それから 番目、計画の期間、 番目は留意点といたしまして、基本的には長期的視野に立った計画を作ると。それから、住民の期待に応えつつ、不安を解消するため、計画策定のために実施した住民意識調査の結果などなどを十分に踏まえたものとし、ますという留意点をここで記述させていただいております。

4 ページをお開きいただきますでしょうか。2 .新市の概要について記述させていただいております。まず、4 ページには(1)といたしまして当該地域の位置と地勢について、(2)で気候について、さらに(3)で面積についてを記述させていただいております。それから、5 ページに移りますと(4)人口でございますけれども、ここでの人口はこれまでの国勢調査をもとにしましたこれまでの人口推移を下の表及びグラフにありますように、1 つは年齢階層別の推移、それから年齢階層別人口割合の推移、それから市町別人口の推移をこれまでの推移をここに記述してございます。6 ページをめくっていただきますでしょうか。まず(5)世帯ということで、同じく国勢調査をもとにしましたこれまでの世帯数の推移をここで記述してございます。世帯数の推移の表、それから世帯数・1世帯当たりの人員の推移のグラフをここに掲げさせていただいております。下の方には、就業人口の推移を各産業別に記述させていただいております。7 ページの上の方には、産業別就業人口構成割合の推移の表を掲げてございます。(7)純生産額につきましては、市町村民所得推計をもとにしましたこれまでの純生産額の推移について記述してございます。こちらも産業別の推移、それから産業別、1人当たりの純生産額についての折線グラフというのを掲げさせていただいております。

8 ページをめくっていただけますでしょうか。3 .主要指標の見通しということで、将来の予測部分をここで記述させていただいております。まず、人口についてでございます。人口については、国勢調査の結果をもとにいたしまして、コーホート移行率法で新市の総人口を推計したものでございまして、合併10年後の平成27年の人口は15万5,100人となり、平成12年に比べまして11.3%の減少と予測されております。この推計方法の詳しくは9 ページに説明を掲げさせていただいております。それから、下の表の方には年齢階層別の平成27年までの推計、それから下の折線グラフにつきましては年齢階層別人口割合の推計を掲げさせていただいております。

10ページをお開きいただけますでしょうか。まず世帯の将来予測について記述させていただきます。新市の世帯数につきましては、下に注釈でございますけれども、

トレンド推計という方法により予測してございます。その結果をみてみますと、合併10年後の平成27年には6万4,100世帯に増加し、平成12年と比べ11.9%の増加と予測されておるものでございますけれども、これは下にも記述がありますように世帯構成員の減少というものが影響しているものでございます。これにつきましても世帯数の推計の表、それから世帯数・1世帯当たりの人員の推計の折線グラフというのを掲げさせていただきます。

11ページの方でございます。これにつきましては、就業人口の将来予測でございます。この推計方法の記述は、12ページの方に詳しく書いてございます。結論だけ述べさせていただきますと、平成27年の新市の就業人口は7万5,000人弱に減少いたしまして、第1次から第3次産業のすべての産業において減少することとなります、という結果になっております。なお、就業人口につきましても、下の表にありますとおり各産業別に推計を掲げさせていただくとともに、その構成割合の推計につきましても表でここに掲げさせていただきます。

続いて、13ページ見ていただけますでしょうか。純生産額の将来予測について記述させていただきます。就業者1人当たりの純生産額トレンド推計に、推計就業人口を乗じて予測いたしますと、第1次産業は長期的な減少傾向を、第2次産業、第3次産業は停滞傾向を示すと予測されてございます。しかし、就業人口の減少が大きいことから、産業別の就業者1人当たりの純生産額は総体的には増加傾向にありまして、労働生産性は高まるのではないかと予測されています、という形で記述させていただきます。

14ページをめくっていただけますでしょうか。今、説明させていただきました将来予測を踏まえての新市の目標値の設定でございます。ここでは、合併を契機といたしました新市のまちづくりの施策展開によりまして、人口の定着を図るために目標人口を設定いたし、その人口を基に、各主要指標の見直しを図りまして、再度新市の目標値という形で設定したものでございます。まず、の人口についてでございます。こちらは、ある意味8ページにございます将来予測人口と見比べて御覧になっていただくと分かりやすいのでございますけれども。まず、新市の目標人口につきましては、合併スタート時におきます平成17年は推計値と同じ16万9,500人となっておりますけれども、その後は合併の効果が表れて徐々に減少から横ばい傾向になると見通しまして、5年後の平成22年は将来予測は5年内の減少率3.8%、人口16万

3,050人でございますけれども、目標値設定におきましては減少率は1.8%に緩和させまして、人口は16万6,500人と設定してございます。さらに、10年後の平成27年でございますけれども、将来予測では5年間減少率4.9%のところを0.9%の減少率にとどめたい。さらに、人口は将来予測では15万5,100人のところを目標値では16万5,000人と設定させていただきました。この目標値の設定の考え方でございますけれども、少子化の影響を受けまして人口の減少傾向というものは止まらないとは思われるのですが、その減少率につきましては各種の施策を展開いたしまして歯止めをかけると。簡単に言わせていただきますと、平成27年人口につきましては各種施策の成果目標として、将来予測人口より1万人ほど増やすという形の目標の設定でございます。簡単に言いますと、将来予測に対しまして1万人オンしてるというものでございます。この目標値の設定した背景でございます。こちらにつきましては、まちづくり検討委員会あるいは住民意識調査の結果をみますと、新市における課題としてもっとも多くあげられてるのが雇用の場の確保ということでございます。この課題を解決する施策というものは、当然まちづくり計画にも盛り込む必要があるんでございますけれども、その施策効果としては当然人口にもその成果が反映させることになる。従って、それを新市の目標に反映させる必要があるのではないのかということで、このような新市の人口の目標値の設定をしてございます。

15ページでございます。世帯についての目標値の設定でございますけれども、以下、世帯、就業人口いずれも人口の目標値に連動してございます。世帯につきましては、平成17年以後の1世帯当たりの人員減少を弱め、平成27年は6万4,700世帯、1世帯当たりの人員を2.55人と設定してございます。それから、下の就業人口につきましては、就業者数は、平成27年の目標人口に対する就業率、こちら将来予測では48.1%となっているんですけれども、それを51%を基本目標に、各年の目標人口に就業率を乗じて設定してございます。

16ページを御覧なつていただきたいと思ひます。純生産額の目標値を記述してございます。純生産額につきましても目標人口の達成によりまして増加するものと設定してございます。平成27年段階で将来予測数値は純生産額総額で4,164億円あまりとなっているところを、目標値では4,700億円あまりという形に設定してございます。

17ページ目からは、新市建設の基本方針について記述させていただいております。まず、17ページでは(1)課題と現状という形で記述させていただいてるんですけれども、

この部分は既に実施しております住民意識調査及びまちづくり計画検討委員会の検討の結果から、現状と課題を以下のとおり整理したものでございます。内容については、既にこれまで協議会等で御報告させていただきましたので省略させていただきます。

18ページをめくっていただけますでしょうか。将来像と基本理念について記述させていただいております。これにつきましては、先程まちづくり検討委員会からの提言を生かしまして整理させていただいております。将来像、基本理念、基本方針については提言をそのまま生かさせていただいております。

それから19ページ、20ページには基本方針、施策展開の方向性について記述させていただいております。これにつきましては、ゴシック部分は提言いただいた基本方針部分でございます。それから、下の網掛け部分につきましては事務局でこれまでの検討委員会の議論等を踏まえまして肉付けしたものでございます。ただ、この網掛け部分につきましては、今後住民懇談会における意見あるいはまちづくり検討委員会の最終提言、そしてこの協議会での議論を踏まえまして成案にしていくという形で考え方でございます。個性あふれる人と文化をはぐくむまち（教育・文化）から、20ページめくっていただきまして、のパートナーシップで創るまちまで、網掛け部分はこれまでの議論を事務局の方で整理したという形のものでございます。

21ページ、御覧なさせていただきますでしょうか。施策の体系について記述しております。これにつきましては、下の 印の方を見ていただきたいんですが、この施策の体系につきましては、基本方針を踏まえまして、具体的な施策項目を例示したものでございます。最終的には、今後予想されている住民懇談会での意見、あるいはまちづくり計画検討委員会の提言を基に成案としていきます、という形で整理していただきます。

最後になりますけれども、この中間案の位置づけ及び作成目的についてお話をさせていただきますと思います。御案内のとおり、新市まちづくり計画には住民各位の様々な思い、あるいは意向を十分反映する必要がございます。従いまして、その建設計画の成案を出す前に中間案として新市の将来像、あるいはまちづくりの方向性をお示しいたしまして、これをもとに新市で取り組むべき施策などについて住民各位の意見をお伺いしようとするものでございます。この中間案、協議会で御承認いただければ、この概要版を作成いたしまして住民懇談会などを開催いたしまして、住民各位の意見

をいただきまして、それを受けて最終案の作成に取り組みたいと考えております。住民懇談会のスケジュールでございますけれども、もし次回の協議会で御承認いただけた場合には11月下旬から12月中旬にかけて開催できるのではないのかと考えております。

説明は以上でございます。

よろしく御審議お願いいたします。

土井議長 ただいま事務局から説明がありました。この件について委員の皆さん、何か質問、意見ございませんか。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 私はこの合併の必要性、地方分権時代に対応したまちづくりというのがありますけれど、私はこんなもので合併に望んだんではないんですよ。これぐらいのことでじゃ、合併の意義がないんですね。と申しますのは、本当は1市9町が合併協議会はじめ設けたときに、この合併をなぜするのかという議論を私はすべきだったと思うんですけれども、この辺が抜けたったこともあるんですけどもね。私は、今の日本は明治維新で近代日本国家の組織をつくった町や村や県や国の、あと衆議院、貴族院は参議院なってますけども、そして内閣府、これらが百数十年経って時代に合わなくなったんだと。もう1回作りなおさなきゃいけないところにきたと。ここに私は合併というものがあるんだと、その受け止め方をしてるんですよ。よく、国では地方で700兆円という膨大な長期債務を抱え込んで首が回らなくなったとも言われてるでしょう。このことも何とかしなきゃいけないじゃないですか。だから、私は合併に入ってきたんです。大きな合併をして、県をもなくそうと。県をなくせば国にも変わってもらわなくちゃならないと。そういう中で700兆円を減らして、そして本当の地方の時代、今までは国から地方へと流れますけれど、地方の町さえ立派な町をつくれれば、今度は地方から国へという流れがでる、そういうものも根底にあって私は合併というものに取り組んできたんであります。そして、スリムになるくらいスリムになって、消費税の2桁も防ぎたい。それから、介護保険料の上げるのも防ぎたい。やはり、努力をして消費税とかなんかは上げない工夫をしなきゃいけないじゃないですか。県をもなくす。私は、参議院もいらんんじゃないかと思ってますよ。そういうことをやって、それでもなおかつ金が足らないのなら消費税を上げるのもやむを得ないだろうし、そ

れから年金を下げるのもいた仕方ないと思いますよ。県や国が何の努力もしないで、ただ金がなくなったから消費税を上げるんだと。これは、国民のためにならないですよ。こういうものを防ぐための、私は合併だとも思ってるんですよ。こんな合併の必要性じゃないですよ。悪いけど。これくらいなものだったら、合併なんかしないと言いたくなりますよ。

それと、計画中間案と言いますけれど、これを最終的にはどこまでを目標でこれを作るのか。私は、今の日本というのは議会制民主主義なんですよ。議会が民意を吸収して、そして反映させていかねばならないです。地域懇談会をつくりますよと、やったとしても、果たして何人来るかね。議員の人たちというのは、いろいろ話も言われますし頼まれもしますよ。そういう中から、しっかりしたまちづくりというものに取り組んでいくんですよ。だから、私は国では2年間合併しても議員いなさいよという特例をも設けてると思う。これは、この問題がどのようにもっていくか、ここにもあると思いますよ。議会なんですよ、議会制民主主義。ただ、部落に行って話し合いしたからその意見をみんな吸収したよなんて、ほとんど出てきませんよ。と私は思うんで、このまちづくり計画中間案となっておりますけれど、この辺もよく考えてみる必要が私はあると思いますよ。この辺をどうとらえるのか。議会制民主主義というものを否定するものなのかどうか。すべてが、まちづくり計画の中で作成すると。果たして、これでいいものなのかどうか。私は、このまちづくり計画案というものはあくまでも大まかな基本的なものをつくって行って、あとはその後の細かいようなもの、議会の議論を通じた中からもつくっていかねばならないものじゃないかなと思ってますんで、言っておきますよ。

みんなに真剣考えてもらいたいよ。この合併。矢本や鳴瀬や、女川さんは1町だけれど、あれぐらいのを合併をして消費税の2桁を止めたりなんかの動きにつながると思う。本当は1市9町が1つにならなきゃなかったのよ。でも、1市6町でもそれをも合併の目標にしていかなければならないとも思ってますよ。そして、できるだけ金をかけない努力を県も国もしなきゃない。大きな合併したなら県もいらんないじゃないですか。先程出てきましたけれども、今度は全部市に引き継ぐんですよというふうになれば、県はいらなくなる。すべて、本当はいらなくしなくちゃならないと私は思うんで、こんな合併の必要性じゃないよと思うんで、言っておきます。

土井議長 そのほか、ございませんか。

(千葉委員 挙手)

土井議長 はい、千葉委員。

千葉委員 北上の千葉ですけれども、今、三浦委員さんの話を聞いておりまして、確かにこの合併の必要性というこれは事務局でこのように4つですか、生活圈と一体というふうに3つほど、こうしてあげているわけなんですけれども、私はここに、やっぱりなぜ合併するのかという決断をした町長さん方とか、議会の議員の皆さん方、何か大きな総論というか、合併の事務局で作成した文書でなくて、市長さんはじめ議長さん方、皆さん方の総論的な、もう少し合併の謳い文句といいますが、そういうものを少し町長さん方とか議長さん方でなぜ合併するのかという、3つのこういうものだけではないと思うんです。もっと大きな、今三浦委員さんがおっしゃいましたけれども何か大きな流れというものがあるはずなんで、それをひとつ謳いあげて欲しいなというをお願いしたいと思います。

土井議長 そのほかありませんか。

(齊藤委員 挙手)

土井議長 はい、齊藤委員。

齊藤委員 河北の齊藤でございます。

この中で、これまちづくり計画検討委員会の委員長さんとか副委員長さんに聞いてもよろしいんですか。

土井議長 はい、どうぞ。

齊藤委員 せっかく、3名の方おみえになってますので、私も勉強不足でございますのでちょっとお伺いしたいんですが。この中で、3ページの中に計画策定方針の中の の留意点の下の段ですね。財政計画については、地方交付税、国県補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分に留意して策定するものとします、ということで謳っておるんですけど、それで17ページにございまして、新市建設基本方針の中で、新市まちづくり計画検討委員会の現状と課題の中で、 の中に気になるところ、問題と思うこと、心配していること。きめ細かな行政サービスが受けられるか不安。住民負担の増加が懸念される。合併により地域格差が生じるのではないか。産業の不振への対応。まちづくりの広域化に伴う交通や生活基盤の整備が必要。自然環境対策が至急必要。活気ある若者の育成と環境整備が必要と、課題ということで書かれてるわけなんですけれども、

さっきの部分になると依存財源が過大に見積もることなくというと、財政がなかなかうまく回転がきかないのではないかと。なかなか財政運営がうまくいかない中で、これだけのことを懸念される部分があると、そのためにはどうしたらいいかということの部分がかちょっと欲しいのかなと思うんですけども。まちづくり検討委員会でその部分に関しての何か意見がございましたらばお話いただければと思います。

鈴木調整担当次長 伊藤委員長さんというお話なんですけども、この3ページの留意点は事務局の方で記述したものでございまして、伊藤委員長さんもお答えづらいのかなというところで、私の方から答えさせていただきます。

確かに、いろいろ基本方針相矛盾するものも当然でてまいります。地域の課題といたしまして、17ページにあるような様々な課題もあるのもございます。ですけれども、財政という面でも課題がございまして、ここで地方交付税や国県補助金、地方債などというように書かせていただきましたのは、これはいわゆる国で議論しております三位一体改革その辺も意識しながら、更に依存財源になっておりますので、その辺も注意しながら新市において健全な財政運営を行うというのを基本方針として書かせていただいたものでございます。御指摘は当然のことでございますけれども、様々な課題がある中でございますので、その調整が大変難しいという感じがしております。

土井議長 よろしいですか。

齊藤委員 はい。

土井議長 そのほかありませんか。

それでは三浦委員、北上の千葉委員の方からのお話、なるほどもっともな話だと思いますね。それで、2ページの合併の必要性という序論にこういうこと書いてありますけれども、これはもう枝葉の部分のお話ですから、もう1つ大前提の基本、骨太のところですね。やっぱり千葉委員さんの御提案のように、町長さん方、議長さん方でもう一度首長会議をもって議論をしたいと思いますが、どうでしょうか。そういう取り扱いで。

(阿部(吉)委員 挙手)

土井議長 はい、阿部(吉)委員。

阿部(吉)委員 これは計画でございますので、あくまで先程三浦委員が申し上げましたとおり国家民主主義でございますから、議会民主主義、それはそれとして、これは計画は計画でございますから、まちづくりを尊重すべきだと私はこのように思います。

それで、もし気に合わなかったらそれをいろんな問題点を提起してそれを再確認するような方向づけをすればいいわけでございますんで、あくまで提案として受け止めたと思います。

土井議長 そのとおり、提案として受け取ることは受け取るわけです。それに対して、今お2人の委員からの意見もありますから、それを踏まえて前段部分の大きな基本的な考え方をプラス加味してどうでしょうかと、その作業をしてどうでしょうかという相談でございますから、その必要はございませんか。

千葉委員 ぜひ、お願いしたいんですが。

土井議長 千葉委員さんはお願いしたいと、その辺のところの取り扱いを皆さんにお諮りをしたいと思いますが、その必要はございませんか。

(武山(吉)委員 挙手)

土井議長 はい、北上の武山(吉)委員。

武山(吉)委員 先程、河南の三浦委員から、そして北上の私の方の千葉委員から話があったんですけども、私は河南の委員とは非常に意見が合うんですね。ということは、この地方にだけしわ寄せをよこさないで、やっぱり中央の方からそれをやっていくというのが本当は順序なんですね。弱いものいじめみたいなこの合併だと私は思っています。そんな中で、はっきり申し上げれば県は将来的になくすというようなことを私はどこかで聞いてきました。やっぱりそうなると思います。ですから、それぞれのまちが大きくなって、仙台のように大きくなって県を通さないですべてがやれるように、それが私は目的だと思うんです。ですから、私がどこかで言いましたが、そうであったならば南は九州からあるいは北は北海道から、どかどかと国で百万都市なら百万都市つくってくれたらいいんじゃないかとかいうことを私言ったこともあるんです。その方が一番手っ取り早いんですね。やりたくないものをなんとなく無理むりやらせるような格好で、やっぱりこれは私は本当からいえば悪いが国のやり方よくないと思います。ですから、先程三浦委員が言ったように、何を考えてやっているのかと。自分たちの国会議員は20名ぐらいさっと減らしたぐらいのことで、そしてこの石巻地域を例えにすれば、200人もいる議員の中から例えば30人ぐらいを減らす。首長さんだって30人いるのがたったの3人にね、そういうふうになるんですよ。ですから、自分たちが国を牛耳っている人たちが全然やらないで、地方にだけそういうことを押しつけてくる。私はこういうやり方全くだめだと思います。

それから、私の方の千葉委員が、議員あるいは首長さん方がそういう流れをつくっていったらいいのではないかと。この中で、おそらく石巻9町の首長さんあるいは議員さん方でもそうだと思います。全国そういう地位にある人は、だれも合併なって自分たちの職がなくなる、あるいは将来自分たちの孫がこの町に議員とかなくなるということだれもいいと思う人、だれもおりません、はっきり言って。そのぐらいその地域が寂びるんですから、はっきり言えばね。ですから、私らはせっかく国ではつくってくれた特例とかなんとかというああいうのは、私は取り入れた方がいいと思うんです。お金も掛かるから、これはなくした方がいいと。大学教授なんかもそんなこと言っている人がいる。ああいう人たちは、そういうこと全く地域のことを私は分からないのではないかと思います。こういうものは、逆にいえば金が掛かるという計算だけが、どなたかがすっかり計算してきてこれを廃した方がいいと。行革のための合併ですから。逆に言えば、それぞれのまちが今何かをやろうとして発言をして、それができない、その発言がなくなってその町にそのものができなければ、それこそ大きな損失ですよ。そういう計算はだれもしてない、ここに来ている人たちは。みんな、行革だから特例をなくした方がいいとか、定数を減らした方がいいとそれだけです。そうすれば、地域が必ず寂れることになります。ですから、やっぱり私はせっかく国でそういうふうな特例とかなんとかって考えてくれたことであれば、いろんな形でそれを取り入れて、自分たちの町が隅から隅までよくなるように私はやった方がいいなとこのように思います。はっきり申し上げて、私の方の千葉委員が言ったんですが、町長たちとか議員たちとか、そういう流れをつくって、自分から進んでやろうと思う人おそろくないと思いますよ、はっきり申し上げますが、私も議員ですがね。皆さんそうだと思います。なぜ、矢本町さんとかあるいは女川町さんなんか単独でいく、あるいは2町ぐらい。2町ぐらい今の時代に合併して何がこの何ね、孫子の代までいい町をつくるとかなんとかというが、この石巻市の17万のすぐそばに、小さな市をつくって何になるんですかって、私はそう思いますよ。はっきり言って、それはどこからきたかということ、やっぱり議員さんたちとか首長さんたちがそういうのいやだからそういうふうにしたと私はみます。

以上であります。

土井議長 はい、そのほかありませんか。

議論ですから、いろいろだしてください。

(藤本委員 挙手)

土井議長 はい、藤本委員。

藤本委員 なんか議論が外れていってるのではないかなと。これはあくまでもまちづくり検討委員会、この新しいまちですね、民間の方々、一般住民の方々がこの新しいまちではこのようにして欲しい、ほとんどソフトの部分で、こういうふうにして欲しい、こういうふうにしてくれとこれ提言であります。それに天下国家語って何するんですか。それになんて入れなきゃいけないんですか。それをやるのは我々なんですよ。そこまでやるんだったら、ここなんかなくてもいいんじゃないですか。このまちづくり検討委員会で全部つくればいいんですよ。こんなものもなくなるし、今の話全部総合しますとね。まちづくり検討委員会というのは、この中で今までのでも、新市において調整するとか、合併までに調整するとか、各町みんなバラバラのを今から調整していくわけです。その中にこのようなものも盛り込んでください、このような形でソフトを運用くださいという提言だと私は思っております。委員長さん多分そのとおりですね。それが、なんか今の議論聞いていると、全然外れていっているんじゃないですか。矢本が合併するのが悪いとか、県がなくならなければとか、そんなことやるところじゃないですよ。そうだったら本当にかわいそうに、今まで一生懸命、副委員長さん本当に私の母ちゃんみたいな人だから、本当に忙しい中で、忙しいんだ忙しいんだっていつも言っているの見てます。それやって、グループワークでこうして欲しいという意見せっかく出してもらっているんですから、これを今から調整の中で反映していくと。その中で、例えばこういう部分あった方がいいんでないか、ここちょっと違うんでないかというんだったらここで言ってもかまいませんが、基本的には事務方の今からの調整の中でこれを生かしていただきたいと。まだ中間ですので、最終案出てきましたらそれを1つでも2つでも、もし100も200も出てきましたら、50でも70でも本当に住民の声として新しいまちに反映して欲しいというような検討委員会だと私は認識しておりますので、なんかちょっとずれてきているのではないかなと思います。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 私が申し上げるのは、合併の必要性というもの。ところが、これは全部町民というか、市民というか、そっちに出てくるはずなんですよ、説明会もやりますって

言ってますんでね。これぐらいのことでみんなに合併をやるんだよと思われるのは、私は承服でないんですよということなんです。どうせみんなに示すのなら、もっと大きな高い所からの合併に入るんだというものを、私は全部の方々にも分かってもらいたいと思うんですよ、の意味で言っているんですよ。

藤本委員 そこら辺の話ですよ。こっちの話でないんじゃないかと思いますよ。

三浦委員 いや、これの話ですよ。だってこれをもとに住民懇談会なんかが開かれるんですから。ですから、そのときに合併というものはこういうものを目的に合併するんですということを私は言っていたきたい、がゆえに述べているんです。

それから、ここでやるものを否定しているんじゃないですよ。決して否定はしてません。つくるのはそれはいいですよ。だけれども、それはある程度本当の骨格になるようなものであって、なぜこれを私が言うかというのは、前回の協議会でもここで話しましたけれど、議員の2年特例はだめよとばつと出されてきているもので、議会制民主主義の中で議会の議論の中、それは町民の人たちからみんなから吸収したものを反映させるというのも議会制民主主義、大変大切なことじゃないですかという意味も込めての話なんです。私は無視しなさいとは言ってません。ただそれだけです。

土井議長 そのほかありませんか

(千葉委員 挙手)

土井議長 はい、千葉委員。

千葉委員 いろいろ議論が攪拌してしまったがお願いしたかったことは、今北上の武山議長さんがおっしゃいましたけど、町長さんとか議会の皆さん方というのは、この合併についてそれぞれいろんな思いがあると思うんですよ。胸の痛みもあると思うんですよ。そういう心情、皆さんでよって1つの序文みたいな格好の思いを1つの文章にさせていただきたいということなんです。つまり、合併はします。するんだが、いろんな町長さん方のやっぱり自分の町がなくなるそういう痛みだって当然あるわけなんですから、そういう合併に対する気持ちをここに謳いあげて欲しいなというのが私のお願いなんです。この委員の皆さんを否定するとかそういうことじゃなくて、町長さん方とか、そういう思いをひとつこの提案の中にぜひ入れて欲しいなということなんです。

(平塚委員 挙手)

土井議長 はい、平塚委員。

平塚委員 いろいろ御意見があるようですが、新市まちづくり計画中間案の17ページの社会動向ということで、合併の背景と書いてありますね。地方分権の進展、人口構造の変化（少子高齢化）と国や地方の財政状況の悪化ということ、それから3番目も書いてありますが、これが今回の合併のすべての原因だと思えます。それによって、町民の皆さんとあるいは議会さんと相談して各市町はこの大きい合併に取り組むということで、皆さん協議会の土俵に上がられているということではないかなとこのように思います。この中間案ですね、町民懇談会いずれ開催をして町民の皆さんの意見をお聞きして、そして最後は取りまとめということになるかと思えますけれども、そのようなことで、おそらく町民懇談会では桃生町でも3か所やるか2か所やるか分かりませんが、10人から20人しか、この内容では寄らないのではないかなと。やっぱり町民が一番知りたいのは、この合併をしたら桃生町なら桃生町の旧町の地域がどういうふうになっていくのかということが一番知りたがってると思えます。それから、どなたかおっしゃいましたけれども議員さんの特例問題とか、これは一通り中間案は説明はしますけども、話はやっぱり合併したらどうなるんだとか、あるいは議員さんの特例問題どうなるんだとか、そういうようなおそらく人数も集まらないし、そういう懇談会になるのではないかなと心配してます。でもやっぱり10人でも20人でも、2か所でも3か所でもやはりこの懇談会をして、そして町民に説明するところはして、そして意見を聞くところは聞くということで進めなければいけないのではないかなと思えますので、これはまだ中間案です。

首長の思いあるいは議長の思いですね、これはやはり新市まちづくり計画の中に書き入れることはこれは避けて、もっと別な機会をちょうだいして、ここにあります石巻地域合併協議会だよりのある程度流れがついた時点で、ここまでまとめあげたということで、このような協議会だよりに1市6町の町長、議長それぞれその思いを書かせていただくとかですね。この計画案には盛り込まないということで私は考えておりますが。そういうことで、いずれ懇談会を各町開くようになりますので、町民の皆さんのもっと意見を聞いてからそれをまとめて、我々も御提言申し上げて、そしてまとめていただくということでいかがでしょうね。今、ここで国政だの県政言ってみたってどうにもならないと思うんです。

土井議長 そのビジョンとか、思いというのも分からないわけではございませんが、今桃生町の町長さんがおっしゃった中で、ちょっと会長として取りまとめをさせてもら

いますが、いろんな意見が出てまいりました。それで、これから住民懇談会のときに、新市まちづくりの計画の説明をなさると。その席には必ず多分町長さん、議長さんも出席していると思いますので、文書でなくて、皆さん雄弁家の方々が多いものですから、ぜひこの前段にその流れる合併の思想、考え方、そういうものを町長さん、議長さんの方から口頭でお話をしていただいて、そして、まちづくり計画案の説明に入ってもらおうと、こういうことでどうですか。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 私は、このみんなの前にこれが出されてきているんですね、合併の必要性ということで。ですから、北上の委員さんはもう少し合併の必要性というものを高い所からあってもいいんじゃないですかという意味で、ちょっと応援してもらったなどは受け止めてますけどね。もうちょっと高い所から入った論というものが私はあっていいと思うんですよ。いくら説明しなさいといっても、ここにこれぐらいのものしか出てこないような中で合併というものは、これはちょっと情けなく感じるんで、そういう意味で言っているんです。私はそうでないんだ、合併に向かったのは。それはあんだだけだと言われるかも分かんないけどもね。この日本、もう1回再生をさせなきゃないと思っているし、金が全部使い切って借金し切って首回らなくなって、にっちもさっちもいかないんじゃないんですかと思っているところもあるんで、これらをもう1回日本再生するための前段の合併だよというものがあるんで、くどくどと述べるけど、もうちょっと大きな視点からこれを出してもらえないのかなと思っているということです。

土井議長 よく分かりました。一応、今日は中間案でございますので、これをもとに懇談会に入っていくと。その入っていくときに各町の議長さん方、その会場にいらっしゃるわけでございますから、この文章になってない部分を今の思想と流れ、考え方をもう少し一段高い所から説明をしていただくということでどうでしょうか。その共通認識については、また首長会それから議長会の皆さんが集まったときに意思統一として、こういう話向きでしましよと意思を確認し合ってやった方がいいと思うんですが、どうでしょうか。今、文章もできあがってきてますから、そういうことで、三浦委員さん、千葉委員さん、どうでしょうか。

三浦委員 皆さんがよろしければいいんじゃないですか。

土井議長 採決で決めるわけじゃありませんから、そういうことで。

(千葉委員 挙手)

土井議長 はい、千葉委員。

千葉委員 中間案に入れてくれということじゃなくて、一番最終に最終案がでますよね。

そのときに、皆さんのそういう相談した1つ文章を入れて欲しいなと、こういうことなんです。

土井議長 今、千葉委員さんの方からそのこと。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 私は、私の考えを皆さんに分かってもらえればそれでいいもんで。

土井議長 十分、分かっております。

三浦委員 こんな小さなことで合併に向かったんじゃないですよ。もう合わなくなったんだと、もう一度作り直さなくちゃ、この日本は二流、三流国になるんじゃないかというそういう危機感もあったもので、合併に向かったということを言いたかったものでね。

土井議長 そうですね。それではそういうことで、また首長さん、議長さんの会合を事務局の方から案内させていただきます。そこで、説明会に入る前段の考え方、統一見解ということで、みんなその意識を持って懇談会に臨むと、こういうことでどうでしょうか。

(「はい」という声あり)

土井議長 よろしいですか。いいなら拍手してください。これは大切な問題ですから。

(拍手)

土井議長 そういうことでよろしく願いをいたします。

それでは、協議第21号は継続協議とさせていただきます。

(4) その他

・ 第6回 石巻地域合併協議会の日程について

土井議長 次に、次第(4)のその他に移りますが、第6回 石巻地域合併協議会の日程について事務局から説明させます。

植松総務担当次長 それでは、資料の61ページをお開きいただきたいと思います。資料の61ページに、第6回の協議会の日程案が書いてございますが、日時につきましては

11月13日木曜日の今回は9時30分としたいという御提案でございます。場所はここでございます。報告事項につきましては、今のところ予定が第2小委員会からの報告が予定されてございます。

それから、4番の協議事項につきましては、本日再継続になりました協議第13号の財産の取扱いをこの4項目に加わることとなります。

それから、5番目の新規提案といたしましては、今のところ国保から障害福祉までの3件を予定してございます。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

土井議長 よろしいですか、今の説明。報告ですから。

(「はい」という声あり)

土井議長 そういうことでよろしくお願いいたします。

・ 合併準備補助金について

土井議長 次に、当協議会に対する1市6町からの負担金700万円の財源となります。国からの合併準備補助金が本年度に交付されないおそれが出てまいりましたので、事務局から説明させます。

木村事務局長 ただいま会長の方からお話ございましたように、先日総務省の方から今年度の合併協議会の運営に対する合併準備補助金、各町から700万ずついただいておりますが、この分の財源、1市町当たり500万ですが、これの交付につきまして現時点での考え方だという断り書きはございましたが、平成16年12月31日までに合併目標期日を定めている市町で、公表済みのところについてのみ交付する旨の連絡がございました。また、これに該当にならない市町にかかる補助金につきましては、今年度に追加交付を今後行う場合については、改めて連絡する旨のお話がございました。このままですと、当協議会の1市6町に今年度見込んでございます補助金の交付はないということになるわけでございます。これの件につきまして、協議会あるいは構成市町の対応につきましては、さらなる情報の収集に努めながら、他の合併協議会との連携、それと県の市町村課との協議を踏まえながら検討してまいりたいと考えてございます。

ひとつ、よろしくお願いいたしますと思います。

土井議長 県の方から説明求めてよろしいですか。

県の方から説明をしてください。

小野寺委員 ただいま、事務局から説明ありました合併準備補助金の件でございますけれども、実は、県の市町村課の方でその情報を得たのもだいたい同じ時期でございます。合併準備補助金につきましては、合併協議をしている年度について1回に限り500万円を交付するということに補助要綱でなっております。そういうことで、県内の現在合併協議をやっている市町村については、だいたいの市町村が500万が当然今年度にくるものだということで、予算措置あるいは予定をしているという状況になっております。それで、各協議会の方からもいろいろ話があがっております。それで、早速、実は今日24日でございますけれども、県の総務部長が総務省の方に行っておりまして、この件についてできる限り今年度で交付されるように説明、要望を行う予定で今日上京をしております。

それで、国の方につきましていろいろ情報収集したんですけども、先程局長さんから話されたような状況で、国については今後補正予算等についても検討するというようなことでございますけれども、ただ国の補正予算自体がどういうふうになるかわからないということで、現在のところ明確な回答はいただいております。

以上でございます。

土井議長 その関連で、太田副会長の方から報告があります。

太田副会長 今回のこの関連で、県下では受けられないということになりまして、緊急に町村会の方でもその調査をはじめました。今日の総務部長の返事を得て、町村会として国の方に要請に行くということになっております。ただいま市長さんの方にも、ぜひ市長会の方も足並みを揃えていただきたいというお話もさせていただきました。

土井議長 それでは、その様子を見て対応するというところでよろしいですか。

(「はい」という声あり)

土井議長 そういうことで、当協議会としては流れを見て対応すると。

これで、本日予定した議事は終了となりますが、委員の皆様方から何かございませんでしょうか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ありませんね。

ないようですが、これで本日の議事を終わらせていただきますが、事務局から連絡

事項がありますので、もうしばらくお待ちをいただきたいと思います。

6．その他

・ 連絡事項

司会 それでは連絡事項でございますが、午後で開催されます第2小委員会は午後1時からとなっておりますが、協議会が早めに終了いたしますので、11時5分、約10分ほど休憩を取らせていただきまして、この場で開会させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

7．閉会

司会 以上をもちまして、第5回石巻地域合併協議会を閉会させていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

上記会議の経過は事務局長木村耕二の調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成15年 月 日

石巻地域合併協議会

署名委員

署名委員